

社会福祉法人津市社会福祉協議会フェイスブック運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るため、本会フェイスブックページを情報提供媒体として運用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段
- (2) フェイスブックページ フェイスブック社の提供するソーシャルメディアサービス
- (3) ページ 本会がフェイスブックに登録し、作成するフェイスブックページ
- (4) ページ管理者 本会職員から選任するページの運営及び管理を行う者
- (5) 利用者 ページの利用者

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は本会とし、統括管理は総務課が行うものとする。

2 ページへの情報掲載は、ページ管理者が行うものとする。

(本会からの情報発信)

第4条 本会がページに掲載し、発信する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の身近な出来事や話題
- (2) 本会のイベントや取組みなどの情報
- (3) 広報紙その他本会が発行する印刷物又は本会ホームページに掲載した内容を補完するもの
- (4) その他ページに掲載する情報として会長が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の各号に掲げる行為又はそのおそれがある行為をしてはならないものとする。

- (1) 本会、その他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
- (2) 本会、その他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 本会が不適切と判断する他のウェブサイト（以下この号において「不適切サイト」と

いう。)を紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又は不適切サイトに係るファイルのダウンロードを誘導する行為

(7) ページを利用して本会、その他の利用者又は第三者に対しコンピュータのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウィルスその他有害なプログラム又はファイル等を発信する行為

(8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又は内容等に掲載する行為

(9) 本会、その他の利用者又は第三者による情報の提供及び利用を阻害する行為

(10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びページの全部又は一部を監視又は複製する行為

(11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他本会が不適切と判断する行為

2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任及び費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、本会に一切迷惑をかけるものとする。

3 本会は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が本会の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

4 本会は、利用者がこの要綱に違反して本会に損害を与えた場合は、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

(違反措置)

第6条 本会は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合には、当該利用者に対し事前に何ら通告することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報、内容等の削除、その他必要な措置を講ずることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 本会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が生じたとしても、本会は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は本会に対して電子メール等で送信した全ての情報及び内容等の著作権を無償にて本会に譲渡し、本会による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したいかなる情報及び内容等について個人的又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

3 利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲を超えて、ページにおける情報及び内容等を無断で使用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用及びこの要綱に伴う紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。